

(証券コード 4406)

平成30年6月6日

株 主 各 位

京都市伏見区葭島矢倉町13番地

新日本理化株式会社

代表取締役社長 藤本 万太郎

第146回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第146回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
 2. 場所 京都市伏見区葭島矢倉町13番地 当社本店会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第146期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第146期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ画面の案内に従って、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権の行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」(30頁から31頁まで)をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

※議決権行使を重複してなされた場合のお取り扱い

- ①書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使を重複して行われた場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしたします。
- ②インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権の行使を有効なものとしたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際してご提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nj-chem.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ・連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」
- ・連結計算書類「連結注記表」
- ・計算書類「株主資本等変動計算書」
- ・計算書類「個別注記表」

したがって、本招集ご通知添付書類は、監査等委員会および会計監査人がそれぞれ監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nj-chem.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当	所有する 当社の株式数
1	ふじもと まんたろう 藤本 万太郎 (昭和28年1月2日生) 〈〈再任〉〉	昭和50年4月 当社入社 平成10年6月 当社オレオ販売部長 平成14年6月 当社経営企画部長 平成14年10月 当社管理本部長 平成15年6月 当社取締役管理本部長 平成15年7月 当社取締役総合企画本部長兼管理本部長 平成16年6月 当社代表取締役社長 平成30年4月 当社代表取締役社長機能化学品事業部管掌（現任）	125, 153株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、営業、経営企画などの業務に携わり、さらに管理本部長、総合企画本部長を経て、平成16年から社長を務めております。当社での豊富な業務経験、当社の経営全般および当社の属する化学業界に関する深い知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p> <p>【平成29年度取締役会出席状況】 15回/15回（100%）</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当	所有する 当社の株式数
2	ふじ まき しん いち 藤 牧 慎 一 (昭和30年6月26日生) <<再任>>	昭和54年4月 ㈱大和銀行(現㈱りそな銀行)入行 平成15年3月 同行法人部国際業務室次長 平成18年4月 当社入社 平成18年12月 当社事業戦略推進室長 平成19年7月 当社経営企画部長 平成22年4月 当社業務本部長 平成23年6月 当社取締役業務本部長 平成26年4月 当社取締役企画本部長 平成30年4月 当社取締役管理本部管掌(現任)	28,652株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、経営企画、購買などの業務に携わり、さらに取締役として業務本部長、企画本部長を歴任するなど、当社での豊富な業務経験を有しているほか、海外事業に関する知見も豊富であることから、引き続き取締役候補者となりました。</p> <p>【平成29年度取締役会出席状況】 15回/15回 (100%)</p>			
3	かわ はら やす ゆき 川 原 康 行 (昭和42年10月1日生) <<再任>>	平成4年4月 当社入社 平成24年6月 当社技術開発部長 平成26年4月 当社執行役員機能性化学品事業部長 平成28年4月 当社執行役員機能化学品事業部長 平成28年6月 当社取締役機能化学品事業部長 平成30年4月 当社取締役企画本部長兼技術本部管掌(現任)	26,916株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、研究開発の業務に携わり、特に機能化学品事業において、高付加価値製品の開発を推進し、事業の拡大に尽力しました。現在は、取締役企画本部長として、当社の事業戦略の策定・実行を担っており、当社の持続的な成長を実現するために適任と判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p> <p>【平成29年度取締役会出席状況】 15回/15回 (100%)</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当	所有する 当社の株式数
4	なか むら たか のり 中 村 孝 則 (昭和39年11月29日生) <<再任>>	昭和62年4月 当社入社 平成22年7月 当社総務部長 平成24年4月 当社オレオ営業部長 平成24年5月 当社営業副本部長 平成25年4月 当社経営企画部長兼アルベス(株)代表取締役 平成26年4月 当社人事部長兼アルベス(株)代表取締役 平成27年4月 当社人事部長 平成28年4月 当社人事総務部長 平成29年6月 当社取締役管理本部長 平成30年4月 当社取締役業務本部長 (現任)	11,384株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、営業、経営企画、人事などの業務に携わり、さらに当社子会社の代表取締役在任時には、グループ経営の最適化に向けて尽力しました。こうした経験を踏まえ、当社の企業価値向上を推進するために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p> <p>【平成29年度取締役会出席状況（平成29年6月就任以降）】 10回/10回（100%）</p>			

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当	所有する 当社の株式数
1	<p>かとうしんじ 加藤慎治 (昭和31年1月11日生) 〈〈新任〉〉</p>	<p>昭和55年4月 当社入社 平成17年4月 当社NU事業部長 平成17年7月 当社樹脂添加剤営業部長 平成22年4月 当社営業本部長 平成23年6月 当社取締役営業本部長 平成24年5月 当社取締役 日新理化(株)代表取締役社長 平成27年6月 当社取締役生産本部長 平成28年6月 当社常務執行役員生産本部長 平成30年4月 当社常務執行役員社長付 (現任)</p>	30, 152株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 当社入社以来、研究、営業、生産などの業務に携わり、さらに当社取締役および子会社の代表取締役を歴任するなど、当社の経営に関する幅広い知見を有しております。このことから、監査等委員である取締役として経営の監督機能強化を担うことができると判断し、新任の監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当	所有する 当社の株式数
2	さくら い ひろ ふみ 桜井博文 (昭和30年9月25日生) <<再任・社外・独立>>	昭和53年4月 ㈱大和銀行(現㈱りそな銀行) 入行 平成8年4月 同行千里北支店長 平成19年6月 同行京都・滋賀営業本部地域営業本部長 平成21年7月 大塚化学㈱内部監査室長 平成22年7月 同社総務部長 平成24年10月 同社経理部長 平成27年6月 当社常勤社外監査役 平成28年6月 当社常勤監査等委員である取締役(現任)	5,495株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 金融機関およびメーカーの財務部門において要職を歴任し、財務および会計に関する専門的知識を有しております。こうした経験・知見に基づき、平成28年より当社監査等委員である社外取締役として、当社経営の監督機能強化に寄与いただいていることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p> <p>【平成29年度取締役会出席状況】 15回/15回 (100%)</p> <p>【平成29年度監査等委員会出席状況】 14回/14回 (100%)</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当	所有する 当社の株式数
	おだ たか あき 織田 貴 昭 (昭和37年5月31日生) <<再任・社外・独立>>	昭和63年4月 弁護士登録 三宅合同法律事務所(現弁護士 法人三宅法律事務所)入所 平成7年1月 三宅合同法律事務所(現弁護士 法人三宅法律事務所)パートナ ー就任(現任) 平成23年6月 当社社外監査役 平成26年6月 (株)ダスキンの社外監査役(現任) 平成28年6月 当社監査等委員である取締役 (現任)	0株
3	<p>【重要な兼職の状況】 弁護士法人三宅法律事務所パートナー、株式会社ダスキン社外監査役</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 企業法務に関する専門的知識・経験に基づき、平成28年より当社監査等委員である社外取締役として、当社経営の監督機能強化に寄与いただいていることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p> <p>【平成29年度取締役会出席状況】 14回/15回 (93%)</p> <p>【平成29年度監査等委員会出席状況】 14回/14回 (100%)</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 桜井博文氏および織田貴昭氏は、社外取締役候補者であります。
3. 桜井博文氏および織田貴昭氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。
4. 織田貴昭氏は、当社の監査等委員である取締役であり、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、桜井博文氏および織田貴昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当社の株式数
おぎのしんいち 萩野伸一 (昭和45年1月28日生) 〈〈社外・独立〉〉	平成19年1月 弁護士登録 弁護士法人三宅法律事務所入所 平成26年7月 パリ第2大学大学院 (DSU：商取引法・会社法専攻) 修了 平成28年10月 弁護士法人伏見総合法律事務所入所 (現任)	0株
<p>【重要な兼職の状況】 弁護士法人伏見総合法律事務所弁護士</p> <p>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 弁護士として企業法務に精通しており、その専門的知識・経験を当社経営の監督機能強化に反映いただくため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、過去に企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 萩野伸一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 萩野伸一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 萩野伸一氏の選任が承認され、かつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 萩野伸一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

事業報告 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復が続きました。堅調な企業業績を背景に設備投資や輸出が増加したほか、雇用情勢の改善を受け所得や個人消費も緩やかに持ち直しました。

また、世界経済は、米国の政権運営や通商政策、北朝鮮情勢の先行きなどのリスク要因を抱えながらも、米国・欧州景気が緩やかに拡大したほか、中国でも着実な経済成長が続くなど、全体としては回復基調で推移しました。

このような環境のなか、当社グループにおきましては、水素化関連製品をはじめとする高付加価値製品の販売を強化したほか、生産性向上およびその効果としてのコスト低減を目的に、全社的に業務改善活動を展開しました。また、特殊油剤や新規可塑剤など新製品の早期市場投入を目指し開発を加速するなど、成長に向けた施策を推進しました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は、275億2千4百万円（前期比5.7%増）となり、損益面では、営業利益5億8千9百万円（前期は4億4千2百万円の営業損失）、経常利益6億3千万円（前期は3億6千9百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億1千5百万円（前期は5億4千7百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、当期末の配当につきましては、業績および財務体質の強化などを総合的に勘案し、誠に遺憾ではございますが、見送らせていただきたく存じます。株主の皆様には誠に申し訳なく、衷心よりお詫び申し上げます。

主要製品の概況は次のとおりであります。

オレオケミカル製品は、合成樹脂向け脂肪酸およびグリセリンが堅調に推移した一方、アルコールおよび界面活性剤が低迷したため、全体としては前年をやや下回る売上高となりました。

可塑剤は、主要販売先である住宅資材用途が好調に推移し販売数量が増加したことに加え、原材料価格上昇に伴う製品価格の見直しに取り組んだ結果、前年を上回る売上高となりました。

機能性化学品は、水素化関連製品や機能性エステル、特殊油剤が好調に推移したため、売上高は前年を上回りました。

樹脂原料製品は、住宅資材用途が低調だったものの、国内外で電機用途の販売が好調に推移したため、売上高は増加しました。

樹脂添加剤は、海外向け販売は堅調でしたが、国内での販売が減少したため、全体としては前年を下回る売上高となりました。

なお、従来、事業区分を「化学製品事業」および「その他事業」の2区分としておりましたが、当連結会計年度よりこれらを統合しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は7億2千4百万円でありまして、主なものは徳島工場の製造設備の増設であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、自己資金および金融機関からの借入金により所要資金を賄いました。

なお、当連結会計年度末の有利子負債の合計残高は、前連結会計年度末に比べて、8千5百万円減少し、82億9千4百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、国内では雇用・所得の改善が進むほか、東京オリンピックを控えたインフラ投資の増加が見込まれるなど、引き続き回復基調で推移するものとみられます。また、海外では、北朝鮮情勢の緊迫化などの地政学リスクや米国の政権運営の行方など不透明な要因があるものの、欧米先進国を中心に、全体としては緩やかな景気拡大が続くものと予測されます。

このような状況のなか、当社グループでは、国内需要の更なる取り込みにより既存事業のシェア拡大を目指すほか、製品群毎に明確な海外戦略を策定し、グローバルに拡販を進めてまいります。また、収益性の高い高付加価値製品の開発・事業化を加速するため、変化する市場ニーズの発掘強化、優先度の高い開発テーマの選定・集中に取り組みます。さらに、業務のシステム化を進めるなど継続的な業務改善に注力し、生産性向上を図ってまいります。

当社グループは、「もの創りを通して広く社会の発展に貢献します」という経営理念のもと、地球環境に調和する製品の開発や安全・安定した生産活動を継続するとともに、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むことで、ステークホルダーへの社会的責任を果たしてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第143期 (26. 4. 1 ～27. 3. 31)	第144期 (27. 4. 1 ～28. 3. 31)	第145期 (28. 4. 1 ～29. 3. 31)	第146期(当期) (29. 4. 1 ～30. 3. 31)
売 上 高(百万円)	30,284	27,884	26,028	27,524
経 常 利 益(百万円)	285	376	△369	630
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	318	97	△547	415
1株当たり当期純利益金額(円)	8.53	2.61	△14.68	11.13
総 資 産(百万円)	36,024	31,361	31,267	34,521
純 資 産(百万円)	15,114	13,457	13,207	14,733

(注) 1. △印は損失を示します。

2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数(自己株式を控除)により算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社および関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
(連結子会社)			
日新理化株式会社	190百万円	100.0%	可塑剤、界面活性剤、脂肪酸等の製造
アルベス株式会社	30百万円	100.0%	業務用洗剤等の製造・販売、化学製品等の仕入販売
日東化成工業株式会社	145百万円	55.0%	金属石鹼、塩化ビニル用安定剤等の製造・販売
NJC Korea Co., Ltd.	1,000百万ウォン	100.0%	化学品の販売
(持分法適用会社)			
Emery Oleochemicals Rika (M) Sdn.Bhd.	百万 109マレーシア リンギット	25.0%	高級アルコールの製造
台湾新日化股份有限公司	509百万台湾元	43.7%	界面活性剤の製造

(注) 当連結会計年度末における連結子会社は上記4社、持分法適用会社は4社であります。

(7) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

当社グループの主要な事業は、化学製品の開発・製造・販売であります。

主な品目別の主要製品は次のとおりであります。

品目	主要製品
オレオケミカル製品	脂肪酸、グリセリン、高級アルコール、金属石鹼、界面活性剤
可塑剤	フタル酸系可塑剤、二塩基酸系可塑剤、エポキシ系可塑剤
機能性化学品	油剤、機能性エステル、水素化関連製品
樹脂原料製品	酸無水物、カルボン酸、特殊エポキシ樹脂、合成樹脂原料
樹脂添加剤	結晶核剤、ゲル化剤

(8) 主要な営業所および工場 (平成30年3月31日現在)

新日本理化株式会社	大阪本社	大阪 中央区
	東京支社	東京都 中央区
	京都工場	京都市 伏見区
	徳島工場	徳島県 徳島市
	川崎工場	川崎市 川崎区
	堺工場	堺市 西区
日新理化株式会社	本社	千葉県 市原市
アルベス株式会社	本社	大阪 中央区
日東化成工業株式会社	本社	横浜 緑区

(9) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
427名	1名減

(注) 従業員数は就業人員数であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
324名	5名減	42.00歳	16.83年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 他社から当社への出向者については、平均年齢および平均勤続年数の計算に含めておりません。

(10) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	2,696 (百万円)
株式会社西日本シティ銀行	920
株式会社三菱東京UFJ銀行	895
株式会社池田泉州銀行	790
株式会社三井住友銀行	755

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 38,008,906株（うち自己株式722,096株）
- (3) 株主数 7,822名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数(株)	持株比率(%)
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,861,533	4.99
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	1,633,300	4.38
フ ク ダ 電 子 株 式 会 社	1,199,000	3.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,195,300	3.21
日 油 株 式 会 社	922,875	2.48
野 村 貿 易 株 式 会 社	850,100	2.28
東 洋 テ ッ ク 株 式 会 社	738,000	1.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	717,100	1.92
野村信託銀行株式会社（投信口）	668,800	1.79
三井住友海上火災保険株式会社	661,600	1.77

- (注) 1. 当社は自己株式722,096株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	藤 本 万 太 郎	
取 締 役	藤 牧 慎 一	企画本部長
取 締 役	川 原 康 行	機能化学品事業部長
取 締 役	中 村 孝 則	管理本部長
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ・ 常 勤 ）	寺 澤 静 男	
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ・ 常 勤 ）	桜 井 博 文	
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	織 田 貴 昭	弁護士法人三宅法律事務所パートナー 株式会社ダスキン社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）桜井博文氏および織田貴昭氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）桜井博文氏は、金融機関および財務部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、情報収集の充実を図るために、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 当社は、取締役（監査等委員）桜井博文氏および織田貴昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）織田貴昭氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

区 分	員 数 (名)	報酬等の額 (百万円)
取締役 (監査等委員を除く)	5	91
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3 (2)	42 (24)
合 計 (うち社外役員)	8 (2)	133 (24)

- (注) 1. 上記には、平成29年6月29日開催の第145回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。
2. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 平成28年6月29日開催の第144回定時株主総会において、取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は年額180百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない)、取締役 (監査等委員) の報酬限度額は年額48百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役 (監査等委員) 織田貴昭氏は、弁護士法人三宅法律事務所パートナーおよび株式会社ダスキンの社外監査役であります。当社は弁護士法人三宅法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、当社が同事務所に支払う顧問料は多額なものではなく、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。また、当社と株式会社ダスキンの間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況
取締役 (監査等委員) 桜井博文	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに、また、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。 財務および会計に関する知見があり、経営上の意思決定の適正性および妥当性を確保するための発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 織田貴昭	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回、また、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、経営上の意思決定の適正性および妥当性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨およびその理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

6. 会社の体制および方針

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築に関する基本方針」を取締役会で決議し、業務の適正を確保する体制を整備しております。その内容は以下のとおりであります。（最終改定 平成28年6月29日）

1. 取締役、使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 法令、定款および社内規程の遵守ならびに社会規範の尊重に関する行動規範「N J Cコンプライアンス」を定めるとともに、これを文書化したガイドラインを当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役、執行役員および従業員に配布し、企業倫理の周知および浸透を図る。
- 2) 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループにおけるコンプライアンス体制の評価および改善策の検討を行う。
- 3) コンプライアンス上疑義のある行為については、従業員が直接に情報提供できる内部通報窓口を設置し、問題の早期発見および是正に努める。
- 4) 反社会的勢力と一切の関係を持たず、不当要求に対しては当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る情報は、規定類および文書管理規程、秘密情報管理規程、電子情報管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存・管理する。
- 2) 内部監査部門による各部門への定期的な内部監査を通じて、これらの情報の保存・管理状況を把握し、必要に応じて改善措置を講じる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 不良債権等の発生を防止するための与信限度管理規程、工場における安全操業を維持するための安全衛生管理規程および安全審査規程、ならびに自然災害・事故等の被害を最小限に抑制するための危機管理規程等の社内規程を定めるとともに、各部門において各種損失の危険のチェック・教育・訓練体制を整備することにより、当社グループにおける損失の危険を予防もしくは回避する。
- 2) 不測の事態が発生した場合には、損害の拡大を防止し、損失を最小限に止めるため、必要に応じて社長または担当取締役を本部長とする対策本部を立ち上げ、適切かつ迅速に対応する体制を確保する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社および当社グループ全体に影響のある重要事項については、取締役会、経営会議等における多面的な検討を経て、慎重に審議・決定する。
- 2) 市場競争力の強化を図るために、中期経営計画および年次経営計画を策定し、経営目標を明確化するとともに、それに基づく業績管理を行う。

5. 当社および当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社グループ全体で企業価値の向上を図るとともに社会的責任を全うするため、当社子会社の独立性を確保しつつ、関係会社管理規程等に基づき、当社グループ全体としてのコンプライアンス体制を整備する。
- 2) 関係会社管理規程に基づき、当社子会社における職務執行につき報告を求め、必要に応じて協議・指導を行うことにより、当社グループ全体の業務の適正を確保する。
- 3) 当社の経営企画部が当社子会社に関する業務を主管し、当社グループ各社の重要会議に出席し、もしくは取締役等と情報交換を行うことにより、当社グループ全体の業務の適正を確保する体制を適宜改善する。
- 4) 財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を整備・運用するとともに、適宜改善を行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、ならびに当該取締役および使用人の他の取締役からの独立性および当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことの要請があった場合は、然るべき適任者を選任する。
- 2) 当該使用人の任命、評価、懲戒等については、業務執行取締役からの独立性を確保するため、監査等委員会の同意を必要とする体制を整備する。
- 3) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して行うものとし、当該業務を行うにあたっては監査等委員会の指揮・命令にのみ服する。

7. 監査等委員会への報告に関する体制、および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 当社グループの取締役、執行役員および従業員が、当社グループの経営、業績等に影響を及ぼす重要な事実、および法令もしくは定款に違反する行為または不正行為の事実を知った場合、監査等委員会に速やかに報告する体制を確保する。
- 2) 当社グループの内部通報担当部門は、当社監査等委員会に内部通報の状況等について定期的に報告する。
- 3) 監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、執行役員および従業員に周知徹底する。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表取締役は、監査等委員会との定期的な会合の場において、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことにより、監査等委員会との相互認識を深めるよう努める。
- 2) 監査等委員は、取締役会に加えて経営会議等の重要会議に出席し必要に応じて意見を述べるほか、稟議書等の重要案件の決裁書を閲覧する。
- 3) 内部監査部門は、監査等委員会との連携を保つとともに、監査結果を定期的に報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①法令遵守体制の確保のため、当社グループの取締役、執行役員および従業員に対し、コンプライアンスに関するガイドラインを配布の上、その周知を図っております。また、原則年1回開催しているコンプライアンス委員会では、各本部・事業部からの報告を元に課題の把握および対応策の検討を行うことで、法令遵守体制の改善を重ねております。
- ②リスク管理については、リスクの発生予防および損失の最小化を目的に各種社内規程を整備しているほか、重要案件については取締役会、経営会議等において多面的な検討を重ねることでリスクを適切に管理しております。また、各事業所において、災害を想定した訓練を定期的に行っております。
- ③透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。また、経営の意思決定スピードを迅速化すべく、電子決裁システムを導入しました。
- ④常勤監査等委員は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることで、当社グループにおける内部統制状況の把握および実効的な監査・監督を行っております。また、内部監査部門として社長直属の監査室を設置し、監査等委員会および会計監査人との情報交換を行うなど、積極的な連携を図っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入により表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表 (平成30年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	34,521	負 債 の 部	19,787
<u>流 動 資 産</u>	<u>17,971</u>	<u>流 動 負 債</u>	<u>12,005</u>
現金及び預金	2,338	支払手形及び買掛金	5,762
受取手形及び売掛金	10,540	短期借入金	1,725
商品及び製品	2,150	1年内償還予定の社債	200
仕 掛 品	1,237	1年内返済予定の長期借入金	2,649
原材料及び貯蔵品	996	未払法人税等	100
繰延税金資産	13	賞与引当金	255
そ の 他	697	そ の 他	1,312
貸倒引当金	△2	<u>固 定 負 債</u>	<u>7,782</u>
固 定 資 産	16,549	長期借入金	3,710
(有形固定資産)	7,603	繰延税金負債	1,559
建物及び構築物	1,392	役員退職慰労引当金	60
機械装置及び運搬具	2,106	厚生年金基金解散損失引当金	295
土 地	3,423	退職給付に係る負債	1,803
リ ー ス 資 産	7	そ の 他	351
建設仮勘定	488	純 資 産 の 部	14,733
そ の 他	184	<u>株 主 資 本</u>	<u>12,039</u>
(無形固定資産)	39	資 本 金	5,660
(投資その他の資産)	8,906	資 本 剰 余 金	4,246
投資有価証券	8,382	利 益 剰 余 金	2,303
長期貸付金	63	自 己 株 式	△170
退職給付に係る資産	336	その他の包括利益累計額	1,800
そ の 他	132	その他有価証券評価差額金	2,221
貸倒引当金	△7	為替換算調整勘定	△460
合 計	34,521	退職給付に係る調整累計額	38
		<u>非 支 配 株 主 持 分</u>	<u>893</u>
		合 計	34,521

連 結 損 益 計 算 書 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	27,524
売 上 原 価	22,791
売 上 総 利 益	4,733
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,144
営 業 利 益	589
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	5
受 取 配 当 金	121
受 取 保 険 金	100
そ の 他	40
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	59
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	151
為 替 差 損	3
そ の 他	12
経 常 利 益	630
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	24
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	22
固 定 資 産 除 却 損	48
減 損 損 失	10
税金等調整前当期純利益	573
法人税、住民税及び事業税	89
法人税等調整額	4
当 期 純 利 益	479
非支配株主に帰属する当期純利益	64
親会社株主に帰属する当期純利益	415

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	29,040	負 債 の 部	17,141
流 動 資 産	15,968	流 動 負 債	10,590
現金及び預金	1,408	電子記録債務	2
受取手形	209	買掛金	5,109
電子記録債権	232	短期借入金	1,450
売掛金	9,343	1年内返済予定の長期借入金	2,611
商品及び製品	1,983	リース債務	0
仕掛品	1,219	未払金	343
原材料及び貯蔵品	896	未払費用	731
前渡金	4	未払法人税等	52
前払費用	72	前受金	17
その他	599	預り金	63
貸倒引当金	△2	賞与引当金	208
固 定 資 産	13,071	固 定 負 債	6,550
(有形固定資産)	4,292	長期借入金	3,458
建物	795	リース債務	1
構築物	107	繰延税金負債	1,003
機械及び装置	1,857	退職給付引当金	1,491
車両運搬具	0	厚生年金基金解散損失引当金	269
工具、器具及び備品	152	資産除去債務	23
土地	989	その他	301
リース資産	0	純 資 産 の 部	11,899
建設仮勘定	389	株 主 資 本	9,734
(無形固定資産)	37	資本金	5,660
特許権	0	資本剰余金	4,246
ソフトウェア	31	資本準備金	4,246
その他	5	利益剰余金	△2
(投資その他の資産)	8,742	利益準備金	345
投資有価証券	5,822	その他利益剰余金	△347
関係会社株式	2,620	繰越利益剰余金	△347
長期貸付金	61	自 己 株 式	△170
長期前払費用	23	評価・換算差額等	2,165
前払年金費用	145	その他有価証券評価差額金	2,165
その他	76		
貸倒引当金	△7		
合 計	29,040	合 計	29,040

損益計算書 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		24,421
売上原価		20,603
売上総利益		3,817
販売費及び一般管理費		3,445
営業利益		372
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	211	
受取保険金	100	
その他	47	363
営業外費用		
支払利息	53	
為替差損	4	
その他	36	94
経常利益		641
特別利益		
投資有価証券売却益	24	24
特別損失		
固定資産除却損失	43	
減損損失	10	53
税引前当期純利益		613
法人税、住民税及び事業税	23	
法人税等調整額	6	30
当期純利益		583

(注) 本連結計算書類および計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

新日本理化株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増田 豊 ①
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 秀男 ①

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本理化株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本理化株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

新日本理化株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増田豊	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本秀男	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本理化株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第146期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第146期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、重要な会議に出席し、取締役、監査室その他の使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報の交換を図り、事業の報告を受け、必要に応じて財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 3) 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月14日

新日本理化株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	寺澤 静 男 [㊞]
常勤監査等委員	桜井 博文 [㊞]
監査等委員	織田 貴 昭 [㊞]

(注) 監査等委員桜井博文及び織田貴昭は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権の行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）をご利用いただくことによつてのみ可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まではお取り扱いを休止いたします。）
※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成30年6月27日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点等がございましたら後記のヘルプデスクまでお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- (4) パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関する電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

3. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、スマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他スマートフォンまたは携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027

（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

